

東日本大震災の復興事業について

このたび政府の「東日本大震災復興構想会議」において「復興への提言―悲惨のなかの希望」が取りまとめられた。

東日本大震災は、東北地方のみならず国民全体の暮らしや経済活動に甚大な影響を及ぼしており、被災地が一日も早く復興するよう、国と地方が総力を結集して取り組まなければならない。

については、東日本大震災からの復興事業のあり方について、下記の点について格段の配慮を願いたい。

記

1 復興財源の額によって復興事業の規模に制約を設けないこと

提言では、復興財源について、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で確保しなければならない」とされているが、復興事業の多くは、将来世代も使用する社会基盤の整備であることから、その財源を「今を生きる世代」のみで負担するとして復興事業の規模を制約するのは妥当ではない。復興財源の額を上限とせず、被災地の復興に必要な事業を積極的に実施すること。

2 財源措置との同時決定にこだわらず復興事業を速やかに実施すること

提言では、復興財源について、「復興支援策の具体化にあわせて、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い、具体的な措置を講ずるべき」とされているが、復興事業は早期に着手すべき性格のものであるため、財源確保の具体的措置と同時に決定することにこだわらず、国債発行も含め事業資金を確保した上で直ちに実施すること。

3 地方の復興財源を確実に確保すること

提言では、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が見込まれることを前提に、「臨時的な需要に対応しうるよう、地方の復興財源についても、臨時増税措置などにおいて確実に確保すべき」とされたところである。については、被災地の復興財源として、自由度の高い包括的交付金や復興基金を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合は、その法定割合を地方交付税とし、通常分とは別枠によりその総額を確保すること。

平成 23 年 6 月 27 日

全国知事会 地方税財政特別委員会委員長

富山県知事 石井 隆一